

平成二十四年四月一日付け広島県報（号外）第二十四号に登載の広島県公営企業管理規程  
 第四号（広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程）の一部を次のように訂正する。

企業局企業総務課長

ページ	行	誤	正
一	後ろから三	<p>土地年賦未収 金 未清算金</p>	<p>未清算金</p>
一	後ろから一	<p>土地年賦未収 金</p>	<p>長期未収金</p>
二	二から六	<p>附則 1 この規程は、公布の日から 施行する。 2 改正後の広島県公営企業財 務規程別表第二の規定は、平 成二十三年度の決算から適用 する。</p>	<p>別記様式第三十二号中「(監 理者)」を「(管理者又は事務 所長)」に改める。 附則 1 この規程は、公布の日から 施行する。 2 改正後の広島県公営企業財 務規程別表第二の規定は、平 成二十三年度の決算から適用 する。</p>